

安全管理規程

平成 年 月 日

住 所 東京都港区芝一丁目1番1号

氏 名 有限会社 辰 金

目 次

安全管理規程	1 ～ 12
運航基準	13 ～ 15
作業基準	16 ～ 19
事故处理基準	20 ～ 24
地震防災対策基準	25 ～ 30

安全管理規程

平成 年 月 日

住 所 東京都港区芝一丁目1番1号

氏 名 有限会社 辰 金

目 次

第1章	総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～4
第2章	経営トップの責務・・・・・・・・・・	4
第3章	安全管理の組織・・・・・・・・・・	4～5
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名 ・・・・・・・・・・	5
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制・・・・・・・・	5～6
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限・・	6
第7章	安全管理規程の変更・・・・・・・・・・	7
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画・・・・・・・・・・	7
第9章	運航の可否判断・・・・・・・・・・	7～8
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達・・・・・・・・・・	8～9
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保・・・・・・・・・・	9～10
第12章	輸送施設の点検整備・・・・・・・・・・	10
第13章	海難その他の事故の処理・・・・・・・・・・	10～11
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等・・・・・・・・	11～12
第15章	雑 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番 号	用 語	意 義
(1)	安全マネジメント態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し、設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画

(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること。
(15)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(16)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であつて船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(17)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること。
(18)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと
(19)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引き返すこと
(20)	気象・海象	風速（１０分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(21)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(22)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(23)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(24)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第２条に定める危険物
(25)	陸上施設	栈橋、旅客待合室等船舶の係留、旅客乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準）

第３条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。

２ 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。

- 3 旅客の乗下船、船舶の離発着等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。

第2章 経営トップの責務

(経営トップの主体的関与)

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営トップは次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

(経営トップの責務)

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

(安全方針)

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
 - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運

航管理補助者を置く。

安全統括管理者	1 人
運航管理者	1 人
運航管理補助者	1 人

第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制にななければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制にななければならない。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行その職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
 - (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 - (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。
- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

- 2 営業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。
- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
 - (2) 陸上における旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
 - (3) 陸上施設の点検及び整備
 - (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

- 2 経営トップは、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び決定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

- 2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営トップ又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップ又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営トップ又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営トップ又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 河川、港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 乗船待ちの旅客数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前検査(点検)を終え出港するとき
 - (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
 - (3) 入港したとき
 - (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
 - (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものと

する。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 航行中の水路の状況

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路及び各船舶ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。

- 2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

- 2 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。
- 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。
- 4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗船及び下船及び船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第35条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第36条 船長は、別紙「船内巡視実施要領」に従い乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

- 2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であつて船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第38条 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

2 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第40条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ピット、防舷材等)、乗降用施設(タラップ、歩み板等)、転落防止施設(ハンドレール、チェーン等)等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先すること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭に置き措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講じること。

(船長のとるべき措置)

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安部・警察署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)又は緊急通信を発しなければならない。

なお、(携帯・無線)電話がある場合には、「118」又は、「110」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとりべき措置)

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとりべき措置)

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関東運輸局（運輸支局）、関係海上保安部、警察署等にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、都道府県が条例で定める水上交通関係規則・海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 運航管理者は、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者ととともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第52条 運航管理者は、前2条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第53条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。

4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。

5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第54条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるように備付けなければならない。

2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第55条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段（目安箱）等を用意する。

3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。

4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

付 則

この規程は、平成 年 月 日より実施する。

運航基準

平成 年 月 日

住 所 東京都港区芝一丁目1番1号

氏 名 有限会社 辰 金

目 次

第1章	目 的・・・・・・・・・・	14
第2章	運航の可否判断・・・・・・・・	14～15
第3章	船舶の航行・・・・・・・・・・	15

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、各航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象		
	風 速	波 高	視 程
東京港	10 m/s 以上	1.0 m 以上	300 m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	10 m/s 以上	波 高	1.0 m 以上
-----	-----------	-----	----------

3 船長は、前2項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

4 船長は、1項に掲げる条件に達しないときでも潮汐表及び栈橋にある係留杭の潮位標識を調べ、航路筋の各橋梁下の船上空間が次に掲げる条件に達していると認められるときは、発航を中止しなければならない。（河川、運河を航行する場合）

(1) 橋梁下と船上の空間が空船状態で30cm以下。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は、周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転、臨時寄港、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 船長は、航路筋の各橋梁と船上の空間が30cm以下となるおそれがあると認めたときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第4条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載する。

第3章 船舶の航行

(運航基準図)

第4条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準航路（発着場及び停泊地の位置並びにその相互間の距離、針路、変針点等）
- (2) 水深、潮（水）流、橋梁下と船上の空間等から、航行上特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第5条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準)

第6条 速力基準は、別紙のとおりとする。

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

(運航管理者等との連絡等)

第7条 船長は、基準航行を中止したとき、又は、運航管理上必要と認める事項があるときは、直ちに運航管理者（船長が運航管理者を兼務している場合は、運航管理補助者）に連絡しなければならない。

作業基準

平成 年 月 日

住 所 東京都港区芝一丁目1番1号

氏 名 有限会社 辰 金

目 次

第1章	目的・・・・・・・・・・	17
第2章	作業体制・・・・・・・・・・	17
第3章	危険物等の取扱い・・・・・・・・	17
第4章	乗下船作業・・・・・・・・・・	17～18
第5章	船内作業・・・・・・・・・・	18
第6章	旅客の遵守事項等の周知・・・・	18～19

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、各航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は、運航管理補助者（陸上作業員の配置がある場合も含む。）は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導等の作業を実施する。

2 船長は、乗組員（船内作業員を含む。）を指揮して乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことを拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立合いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸5分前とする。

2 離岸5分前になったときは、運航管理者又は、運航管理補助者（陸上作業員の配置がある場合も含む。）は、旅客を乗船口に誘導し、船長及び乗組員（船内作業員を含む。）と協力して乗船させる。

3 運航管理者又は、運航管理補助者（又は、陸上作業員）は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 乗組員（船内作業員を含む。）は、旅客の乗船が完了したときは、船長の指示により迅速に綱放し等の離岸作業を実施する。

(着岸作業)

第6条 乗組員（船内作業員を含む。）は、着岸15分前になったときは着岸準備を行い、

着岸に際しては迅速、確実に綱取作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理補助者は、旅客の乗下船の係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を乗組員（船内作業員を含む。）に合図する。

2 船長及び乗組員（船内作業員を含む。）は、協力して旅客を誘導して下船させる。

第5章 船内作業

(潮位の把握)

第9条 船長は、発航前に潮汐表又は、栈橋にある係留杭の潮位標識による潮位を把握するものとする。

(見張り)

第10条 船長は、離着岸及び橋梁への接近に先立ち、乗組員（船内作業員を含む。）を船橋外に立たせ、先行、反航船の有無、動向及び橋梁下の潮位を確実に把握するものとする。

(船上空間の確認)

第11条 船長は、橋梁の50m手前に至ったときは、乗組員に船上空間を確認させるものとする。

第6章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知)

第12条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は、発着場とする。

(1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと。

(2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第13条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1) 旅客の禁止事項

(2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3) 非常の際の避難要領（非常信号・避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第14条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

(1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。

- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、船外に出る時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

事故処理基準

平成 年 月 日

住 所 東京都港区芝一丁目 1 番 1 号

氏 名 有限会社 辰 金

目 次

第 1 章	総則・・・・・・・・・・	2 1
第 2 章	事故等発生時の通報・・・	2 1 ～ 2 3
第 3 章	事故の処理等・・・・・・・・	2 3 ～ 2 4

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1)旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2)衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3)航路の障害、河川及び港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4)強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5)前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安部・警察署等への連絡は、別表「官公署及び医療機関連絡表」により最寄りの海上保安部・警察署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(FAX用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、別表の「官公署及び医療機関連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

- (1)全事故等に共通する事項
 - ①船名、②日時、③場所、④事故等の種類、⑤死傷者の有無、⑥救助の要否、⑦当時の気象・海象
- (2)事故等の態様による事項

	事故等の種類	連 絡 事 項
a	衝突	①衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ②船体、機器の損傷状況 ③浸水の有無（あるときはd項） ④流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置） ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先）－船舶衝突の場合 ⑦相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）－船舶衝突の場合
b	乗揚げ	①乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④船体・機器の損傷状況 ⑤浸水の有無（あるときはd項） ⑥離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
c	火災	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器の損傷状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水	①浸水箇所及び浸水の原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器の損傷状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
e	強取、殺人 傷害、暴行 等の不法行為	①事件の種類 ②事件発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況等 ④被疑者の人数、氏名等 ⑤被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥措置状況等
f	人身事故 （行方不明 を除く。）	①事故の発生状況 ②死傷者数又は疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況

		⑥緊急下船の必要の有無
g	旅客、乗組員等の行方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	①インシデントの状況 ②インシデントの原因 ③措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1)海難事故の場合

- ①損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ②人身事故に対する早急な救護
- ③連絡方法の確立
- ④旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2)不法事件の場合

- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③連絡方法の確立
- ④旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、連絡等がないまま着岸が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安部・警察署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1)事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2)海上保安部・警察署等への救助要請
- (3)行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4)必要人員の派遣及び必要物資の補給等

- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職 務
経営トップ	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐
救難対策班	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策班	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客対策に関すること。
庶務対策班	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応対（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給その他庶務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「官公署及び医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示の元に適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安部・警察署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

地震防災対策基準

平成 年 月 日

住 所 東京都港区芝一丁目 1 番 1 号

氏 名 有限会社 辰 金

目 次

第 1 章	総則	2 6
第 2 章	警戒体制及び情報伝達	2 6 ～ 2 8
第 3 章	点検及び整備	2 8 ～ 2 9
第 4 章	旅客船の運航中止及び避難等	2 9 ～ 3 0
第 5 章	教育、訓練及び広報	3 0

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、大規模地震対策特別措置法第7条に規定されている地震防災応急計画とみなされるものであって同法第9条第1項による警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策に係る措置に関する事項並びに大規模な地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災応急対策を迅速かつ適格に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災応急対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災応急対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

(1) 人命の安全確保を最優先とする。

(2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

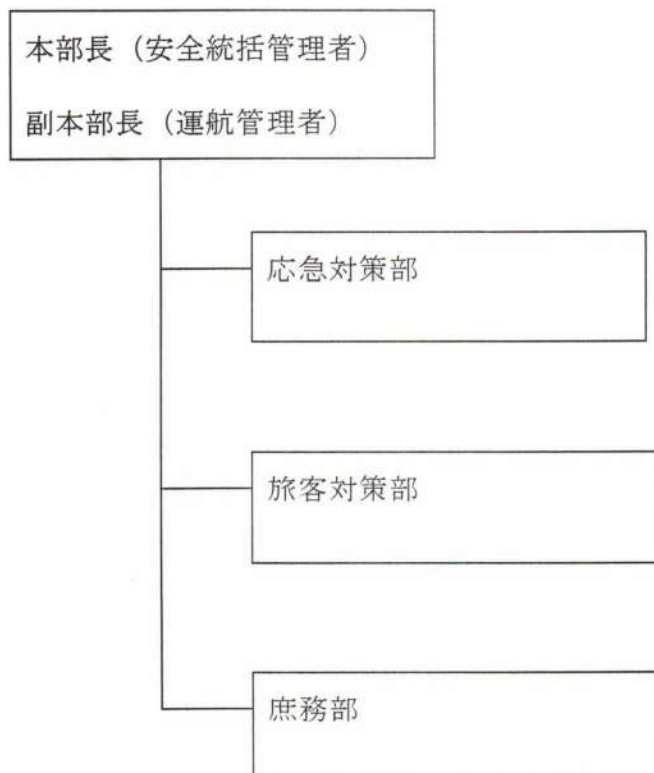
(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路に適用する。

第2章 警戒体制及び情報伝達

(地震災害警戒本部の設置)

第4条 警戒宣言が発せられた場合には、地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を次のとおりとする。



2 警戒本部の具体的編成を別表「地震災害警戒本部編成表」のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 警戒本部の要員の職務は、次のとおりとする。

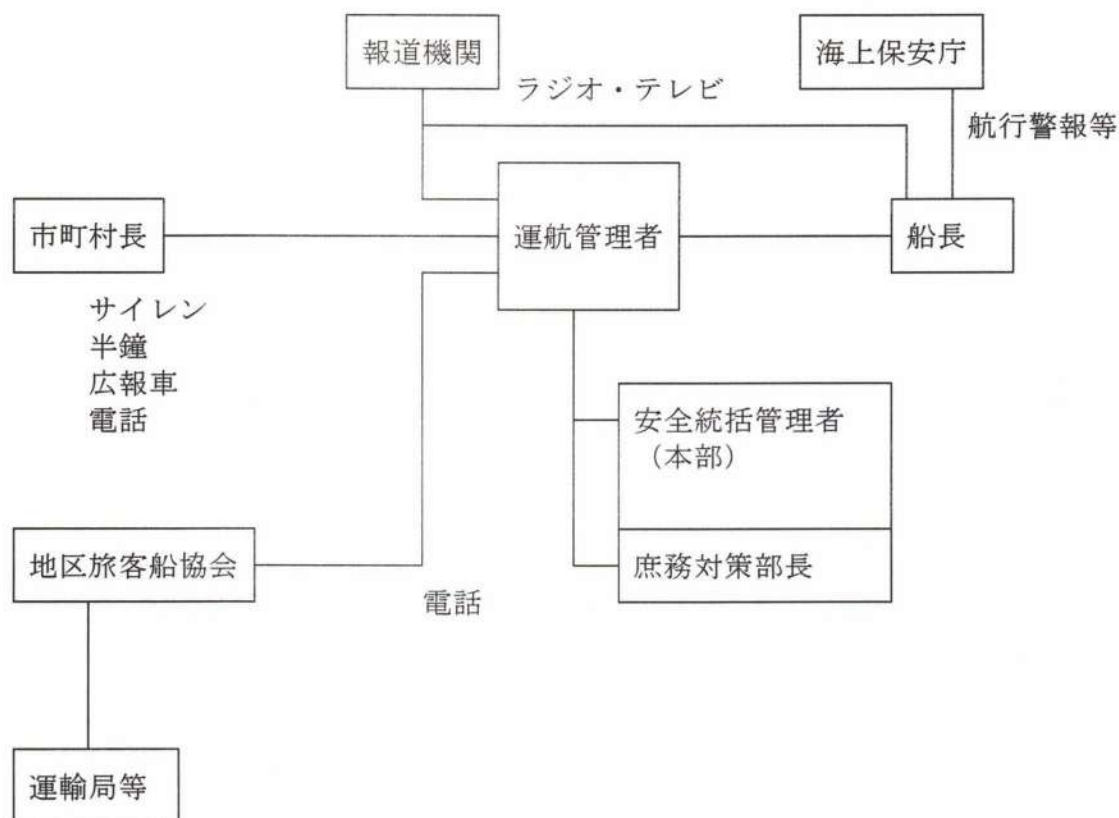
職 名	職 務
本部長	本部長は、地震防災応急対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
応急対策部	1. 警戒宣言、地震予知情報等の収集、整理及び伝達を行う。 2. 使用水域（運航中止後の避難予定先の水域及び海域を含む。における交通規制、水域施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 3. 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部	1. 旅客乗降場所の旅客に対し、警戒宣言、地震予知情報等に関する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 2. 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 3. その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部	1. 地震防災応急対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 2. 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。

2 警戒本部の要員は、警戒宣言が発せられたことを知った場合には、ラジオ又はテレビによりこれを確認するとともに、速やかに本社又は旅客乗降場所に集合するものとする。

3 本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震災害警戒本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

(情報の伝達経路)

第6条 警戒宣言及びこれに関連する情報を、次により伝達する。



2 本社の応急対策部長と船長との連絡は、携帯電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本社の旅客対策部長並びに船長は、警戒宣言等を旅客乗降場所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 警戒宣言等の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビにより情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビを視聴できるよう考慮する。
- (2) 警戒宣言発令後の旅客船の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長はあらかじめ第11条に定める避難予定水域の海図その他の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2 船長は、発航前に、燃料等を点検し、これらが警戒宣言に伴って運航を中止した場合、数日間海上へ避難するため十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため、船内その他の必要な場所に

ラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(警戒宣言発令時の点検及び整備)

第9条 船長は、警戒宣言が発せられたことを知った場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 旅客船の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 警戒宣言が発せられた場合は、原則として直ちに運航を中止する。

ただし、航行中の場合及び係船中であって直ちに離岸しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の旅客船の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着岸中の場合は旅客を下船させたうえ、また、航行中の場合は速やかに最寄りの港に着岸し旅客を下船させたうえ、係留索の増取り、時化錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、強化地域内の港で旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときは、避難要領については、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに応急対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。

また、応急対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ「応急対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した旅客船は、次のいずれかの場合には運航を再開する。

- (1) 警戒解除宣言が発せられた場合
- (2) 地震発生後、使用水域につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であつて、地震が発生し、津波が去った後、第15条(2)による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。

この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 現に地震が発生し、旅客、乗組員、旅客船等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 安全統括管理者及び運航管理者は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

(地震防災に関する広報)

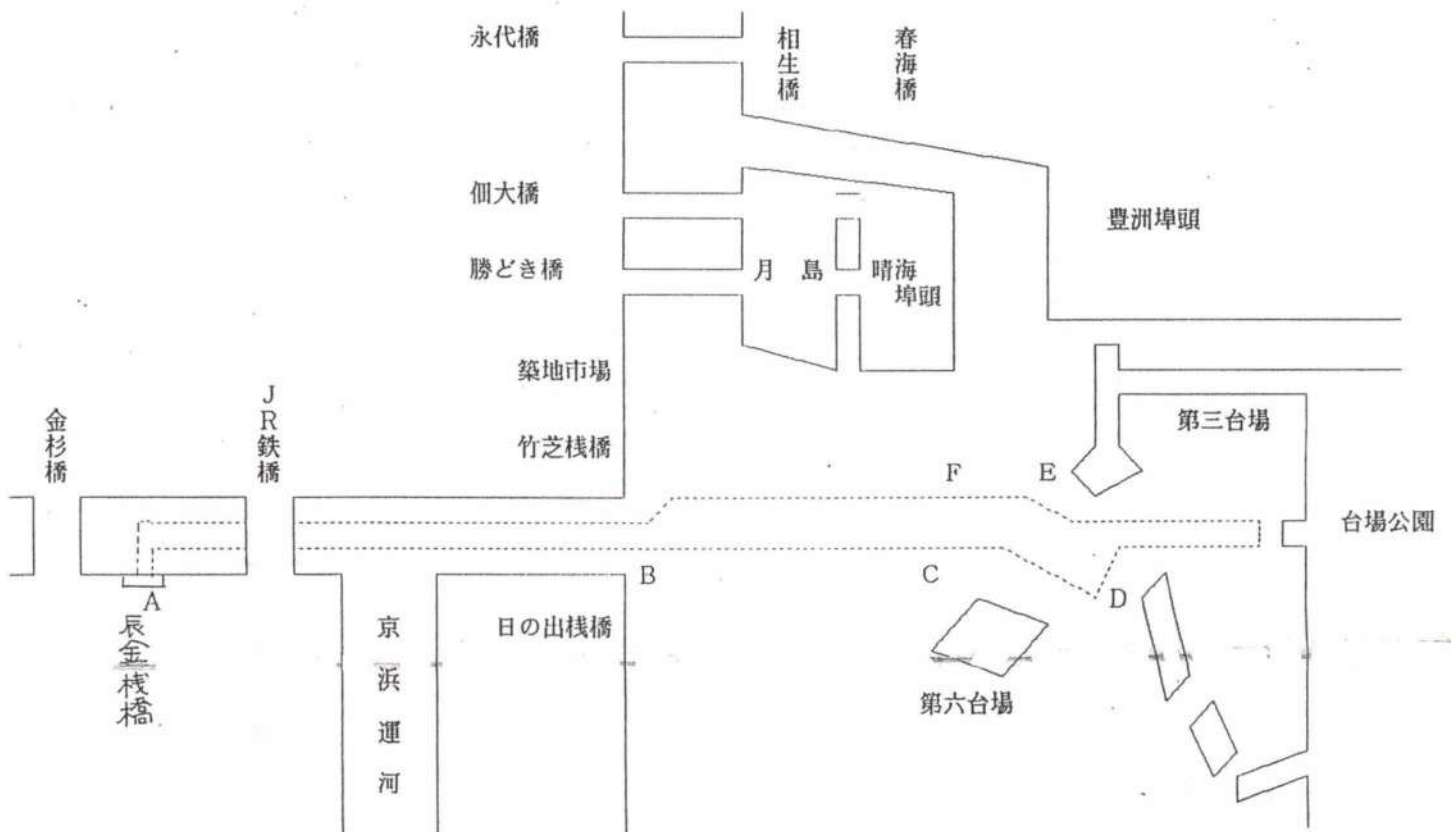
第19条 安全統括管理者及び運航管理者は、警戒宣言が発せられた場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ旅客乗船場所に掲示しておくとともに、これらを記載した図面等を船内その他の場所に備え付けておくものとする。

速力基準表

航路名：屋形船による東京港内周遊航路（発着場・・・古川・金杉橋）

船名	速力区分	速力	毎分機関回転数
第三辰金丸	微速	1ノット	700RPM
	半速	3ノット	1000RPM
	航海速力	5ノット	1500RPM
第7辰金丸	微速	1ノット	700RPM
	半速	3ノット	1000RPM
	航海速力	5ノット	1500RPM
第五辰金丸	微速	1ノット	700RPM
	半速	3ノット	1000RPM
	航海速力	5ノット	1500RPM
	微速	ノット	RPM
	半速	ノット	RPM
	航海速力	ノット	RPM
	微速	ノット	RPM
	半速	ノット	RPM
	航海速力	ノット	RPM
	微速	ノット	RPM
	半速	ノット	RPM
	航海速力	ノット	RPM
	微速	ノット	RPM
	半速	ノット	RPM
	航海速力	ノット	RPM

運 航 基 準 図



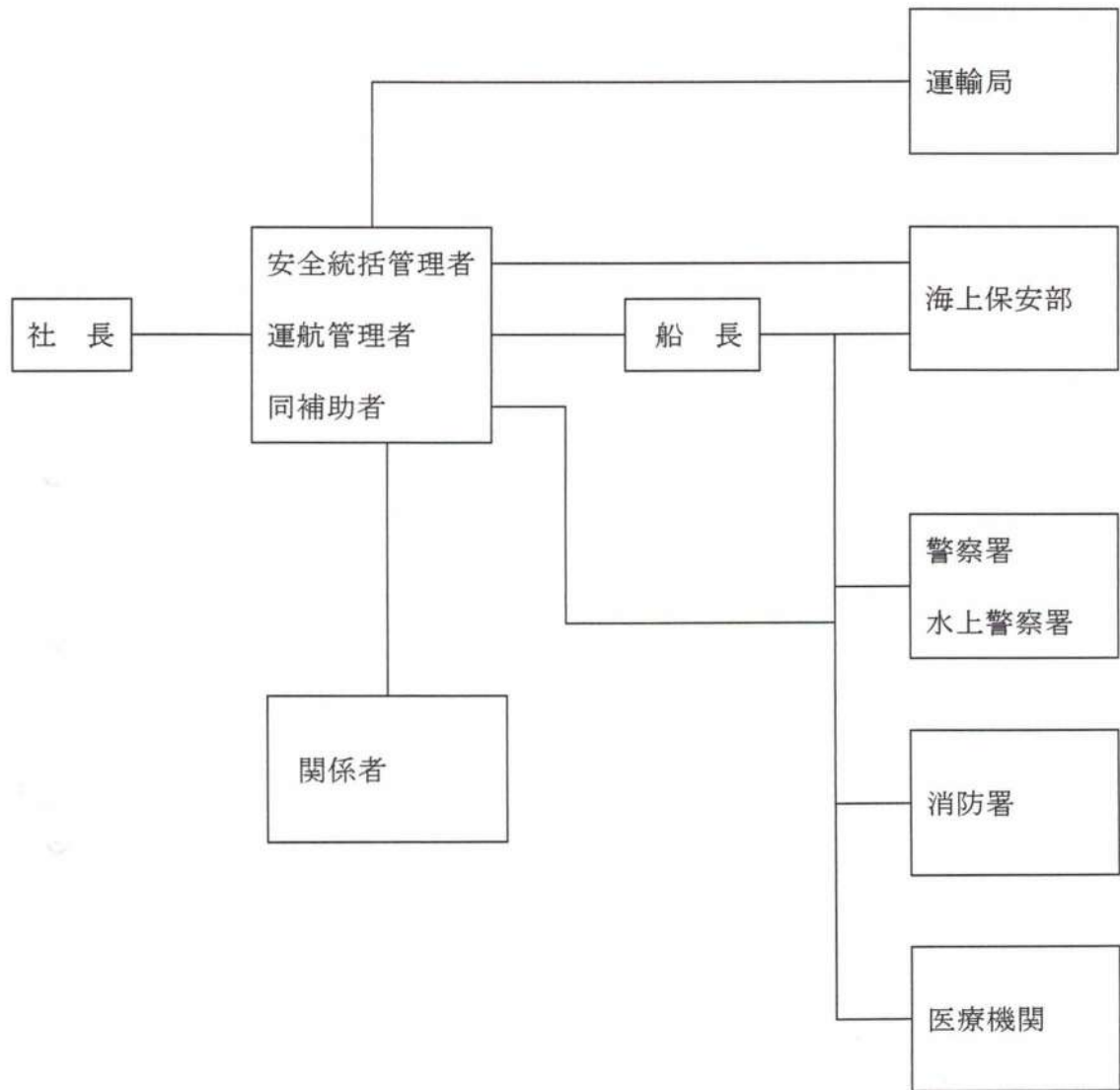
航路の起点、終点 港区金杉橋下—第三台場—金杉橋下を周遊する航路
 航路の行程 10 km
 所要時間 3時間

区間

- (1) A — B 速度は2ノット以内古川内は橋梁による船上空間及び、川幅が狭いため、追い越し交差が不可能であることから、先航・反航左右の橋脚に十分注意。
- (2) B — C 月島・晴海埠頭 離着岸船航行区域を横断するので、左右に注意。
- (3) C — D 東京港連絡橋工事により、視界が悪い地点があるので船員を船橋外に立たせ、注意。
- (4) D — E 速度3ノット以内第三台場内は船員を船橋外に立たせ見張りを厳重にし、ウィンドサーフィン・ローボート他の船舶、水深に注意。

別表 1

非常連絡表



別表 2

官公署及び医療機関連絡表

名 称	住 所	電 話
(運輸局) 関東運輸局 関東運輸局 東京運輸支局	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 東京都江東区青海 2-56	045-211-7230 03-5530-2328
(海上保安部) 第三管区 海上保安本部 東京海上保安部	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 東京都江東区青海 2-56	「118」 045-211-0771 03-5564-4999
(警察署) 東京水上警察署 三田警察署	東京都港区港南 5-8-36 東京都港区芝 5-36-3	「110」 03-3458-0110 03-3454-0110
(消防署) 臨港消防署 芝消防署	東京都中央区勝どき 5-1-23 東京都港区新橋 6-18-15	「119」 03-3534-0119 03-3431-0119
(医療機関) 東京都済生会中央 病院	東京都港区三田 1-4-17	03-3451-8221